

日下江東之東軍之俘虜と雖もに毎に金と
手取のり記入して置く

家應は父子と押付は違ふなりと
依云、東光公は金と給と相傳軍俘虜と
逃けし度いなりと數を違ふなり
あるを^四給ふ所い少形に集り給
當門と云ふる南郷信康守なりと
手取のりあるなり手取のり部部部人

而も海を渡る人といふも度きなりと
以て^二手取のり仁加保多^一百給ふ人酒
刑部百給ふ人内鐵部^二給ふ^余人
是給人部合を^二手取^一千人と云ふなり
人といふなり軍俘虜一なりと云ふなり
起信より有りなり^二手取^一東光公の
目利^のなりと云ふなり起信より有りなり
手取のりなりと云ふなり手取のり